

令和6年度答申第11号

令和7年 2月 7日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子 印

個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和5年11月2日付け松福生第509号をもって諮問のあった個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和4年6月17日付け個人情報開示請求書により、「松戸市役所において生活支援二課の当初から令和4年6月17日までの私の個人情報、公文書等、保持している全ての記録や資料を求める。尚、当初からとは初めて記載等、記録開始日のことである。」について、松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条の規定により、本件個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、条例第11条の3第1項の規定による決定期間が令和4年6月18日から令和4年7月1日までであるところ、松戸市長は令和4年7月1日付け松福二第128号の開示決定等期間特例延長通知書により、開示決定等をする期間を、開示請求に係る公文書のうちの「保護決定調書」及び「保護申請書、資産申告書、同意書、保護変更申請書等保護受給者が作成し又は提出した文書等」については、令和4年6月18日から令和4年8月16日までに、残りの公文書について開示決定等をする期限を令和4年11月30日までに、条例第11条の3第2項の規定により準用する松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第12条の規定により、延長したことを通知した。
- (3) 本件開示請求に対して、松戸市長は令和4年8月16日付け松第197号の個人情報開示決定通知書により、「保護決定調書」及び「保護申請書、資産申告書、同意書、保護変更申請書等保護受給者が作成し又は提出した文書等」を開示することを決定および通知した。
- (4) 本件開示請求に対して、松戸市長は令和4年11月30日付け松福二第333号の個人情報一部開示決定通知書により、「保護台帳等」、「ケース記録票」、「保護決定通知書」「診療要否意見書等」及び「生活保護法第29条による報告書等」を本件開示請求に係る個人情報の内容として特定し、

条例第10条第1項及び第3項第1号並びに第2号に該当する部分を非開示とする、本件処分をした。

- (5) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年3月15日付け審査請求書により、本件審査請求をした。
- (6) 審査請求人は、令和6年6月28日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

個人情報一部開示決定の取り消し、個人情報の全てを開示する決定を求める。

(2) 本件審査請求の理由

そもそも開示請求は、全ての個人情報を求めたのであり、一部開示を求めている。

4 処分庁の説明要旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

ア 本件処分において非開示としている部分は、本人以外の情報、評価・相談情報で本人に知らせないことが正当と認められる情報、公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがある情報のいずれかに該当する部分である。

イ 本人以外の情報

(ア) 開示資料には、審査請求人の親族の氏名、生年月日、住所等の情報のほか、審査請求人の通院先医療機関の担当医師や職員、住宅の貸主及び各種支援機関の担当者名等の審査請求人本人以外の第三者の情報が記載されている。

- (イ) これらの情報は、それぞれの個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、それぞれの個人情報に該当し、審査請求人の個人情報に該当しない。

- (ウ) したがって、条例第10条第1項の規定により、開示請求の対象となる情報は、自己に関する情報に限られることから、第三者に関する情報は非開示情報に該当する。

ウ 評価・相談情報で本人に知らせないことが正当と認められる情報

- (ア) 生活保護の実施にあたっては、訪問調査や関係機関調査等によって把握した生活保護を支給している者の生活状況を踏まえ、自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じて具体的な援助方針を策定することが重要とされており、これらの内容が保護台帳等に記録されている。これらの内容のうち、効果的な指導を図るため、本人には知らせずに、支援者間でのみ共有することを想定した内容について、本人がこれを知った場合、その後の相談、指導等の効果をあげられなくなるおそれがある。
- (イ) また、要保護者の生活状況等を把握するために実施する訪問調査の内容や、生活保護法第23条の規定により実施される生活保護法施行事務監査の内容についても、当該本人も知らない情報である評価情報にあたり、開示することにより、その後の相談、指導等の効果をあげられなくなるおそれのある情報が含まれる。
- (ウ) したがって、これらの情報は、個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められることから、条例第10条第3項第1号に該当する。

エ 公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがある情報

- (ア) 生活保護の適正な実施のため、生活保護法第29条の規定により、保護の実施機関及び福祉事務所長は、居所、資産や収入の状況及び健康状態等について、各関係人に報告を求めることができるとされている。報告を求める相手先としては、不動産会社、金融機関及び医療機関等様々であるが、いずれも各関係人との信頼関係を基礎として実施している調査である。
- (イ) また、生活保護法第29条の規定に基づく調査以外にも、生活保護法による医療扶助の適正な実施を図るため、医療関係法令通知等の示すところにより、審査請求人が通院している医療機関の担当医師や職員から、各医療機関の意見等を聴取しているが、これも今まで培ってきた協力関係を基礎として実施しているものである。

(ウ) これら関係人への調査内容やそれに付随するやりとり等は当然のこと、調査を実施した各関係人の組織名称のみであっても、開示することでその各関係人との協力関係を著しく損なうおそれがあり、今後の市の生活保護の実施について、公正かつ適正な行政執行を妨げるおそれがあることから、本人が明らかに把握していると考えられる内容や軽微な内容を除き、条例第10条第1項及び第3項第2号に該当する。

オ 以上の通り、条例第10条第1項及び第3項第1号並びに第2号により、該当する部分を非開示としているが、例えば、審査請求人以外の第三者の氏名等の固有名詞等であっても、審査請求人との面談や電話等に関する記録については、すべて審査請求人の個人情報に該当するものとして開示している。

カ なお、松戸市長が特定した個人情報の内容以外に、審査請求人に関する文書は存在しない。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的について

条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もって市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする（第1条）。

そして、条例は、同条の個人情報の保護に関する基本的事項として、個人情報の適正な取扱いを期する観点から、個人情報の適正管理（第5条）、収集の規制（第6条）、利用及び提供の規制（第7条）の手続を定め、また、個人情報の取扱いは、本人の知り得る状態に置くことが適切であるという観点から、個人情報の開示（第10条）を請求する権利を定めている。

しかしながら、条例は、全ての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、他者の正当な利益や行政事務の適正な遂行等の公益を損なう場合もあることから、条例第10条第3項各号に規定する場合においては、非開示とすることができると規定している。

(2) 本文文書について

ア 条例において公文書とは、市の機関の職員が職務上作成し、又は取得

した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいう（条例第2条第7号）。

本件における特定された文書は、①保護台帳等、②ケース記録票、③保護決定通知書、④診療要否意見書等、⑤生活保護法第29条による報告書等であり、いずれも要保護者を支援、指導するために処分庁の職員が収集・作成し、組織的に用いるものとして保有していることから、開示請求の対象となる。

イ これらの文書は、生活保護制度においてケースワーカーその他生活保護に関する事務に携わる者が生活保護行政の目的に沿って被保護者に対する適正な保護を行い、被保護者の自立を促すために収集した情報の記録及び適切な保護・指導を実施するための資料として作成されたものである。処分庁は、これらの文書の内容を基に、保護の決定や実施を行い、また、ケースワーカーは被保護者に対して、必要な調査・指導を行っている。

本件各文書は、家庭訪問や事務所内での面接、電話等により得た審査請求人の生活状況・身体状況・扶養義務者及び第三者に関する情報、医療機関での受診状況、内部資料として収集した関係機関等からの情報、ならびにケースワーカーがこれらの情報をもとに整理した意見などが記載されている。また、その他の書類として、関係機関への照会回答や本人から提出のあった書類等となっている。

(3) 本件処分について

ア 本人以外の情報（条例第10条第1項）について

(ア) 条例第10条第1項は、他者のプライバシーなどの権利利益の保護に配慮し、公文書に記録されている当該個人の個人情報に限定して開示するものとしている。とすると、開示対象となる公文書自体は本人の個人情報に該当するものであっても、他者の個人情報が記載されている部分については非開示になる。

そして、非開示となる他者の個人情報は、他者の権利利益を十分に保護するため、個人のプライバシーに関する情報に限らず、広く特定の個人を識別できる情報は、原則として非開示となると解する。すなわち、個人に関する情報には、個人に関する情報であって、特

定の個人を識別することができる情報である氏名、住所、生年月日のほか、特定の個人は識別されないが開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報である個人の内心、身体、身分、地位等、個人に関する情報全般が含まれる。

- (イ) 当審議会において、処分庁に対して当該文書の提出を求め、意見聴取とともにインカメラ審議を行い、本人以外の情報として非開示とした箇所について確認したが、いずれも他者の氏名や住所、電話番号といった個人情報に記載されており、また、処分庁の説明にも不自然な点は認められなかった。

よって、処分庁が本人以外の情報が記載されているとして一部を非開示としたことは妥当である。

イ 公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがある情報（条例第10条第3項第2号）

- (ア) 条例第10条第3項第2号は、「開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの」を非開示情報として規定する。

ここで、「開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの」とは、自己情報を本人に開示することで、公正かつ適正な行政運営に実質的な支障が生じるおそれがある場合には、それを非開示とすることを認める趣旨であると解される。上記の趣旨に照らせば、行政運営における意思形成過程で生じる支障も含まれるというべきであり、例えば、地方公共団体内部・相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な、意見交換もしくは意思決定が不当に損なわれるおそれがあるものについては、同号該当性が認められる。

また、本件においては、生活保護に関する事務の遂行の過程で収集、保管等がされている自己情報の開示が問題とされているところ、生活保護は、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行われるものであり（生活保護法第1条）、生活保護の実施機関は、保護の決定等の判断に際して、必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態そ

の他の事項を調査するために、被保護者に報告を求め、また、要保護者の扶養義務者に対して報告を求めることができ（同法第28条）、公官庁等に対し必要な書類の閲覧等を求め、また、銀行等の関係人に対し、報告を求めることができる（同法第29条）、実施機関は、これらの調査を踏まえ、内部での検討を行い、保護の要否、程度等を決定し、自立を助長するという事務を遂行することとなる。

このような事務の性質に照らすと、生活保護の要否等の決定や自立助長の支援に係る事務の内容に関する情報であって、開示することにより、事務の公正かつ円滑な遂行を不当に阻害するおそれがあるものについても、同号該当性が認められる。

- (イ) 当審議会において、処分庁が当該非開示箇所とした部分について確認したが、非開示部分には、処分庁による審議、検討に関する内容が含まれており、開示することで率直な意思決定が不当に損なわれるおそれがあるものと認められる。また、医療機関による見解なども記載されており、これらは公開されることにより、情報提供者との信頼関係が損なわれ、以後、必要な情報を入手することが困難となりうることから、事務の公正かつ円滑な遂行を阻害するおそれが認められる。

よって、公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあるとして一部を非開示としたことは妥当である。

(4) 付言

以上のとおり、処分庁が非開示とした箇所については、非開示の理由が認められる。しかしながら、当審議会において、開示文書を確認したところ、上記の検討内容に照らすと、本件処分において非開示の判断に不統一性が認められる。

この点について、処分庁は本件の審査請求人の自己情報をコントロールする権利を重視し、個人情報となるべく広く開示する方向で開示箇所について検討した結果と思われる。

しかし、このような開示は条例が本来保護しようとする法益の侵害を招くおそれがあるのみならず、行政に対する信頼も損なうものである。処分庁にあっては、今後、同様のことがないよう、開示・非開示に関し、個別的ではなく統一的な基準を定め、正確かつ慎重な対応をすることを求める。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。
当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年11月 2日	諮問書の受理
令和 6年 4月26日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 6年 5月24日	第2回審議会（審議・理由説明）
令和 6年 6月28日	第3回審議会（審議）
令和 6年 9月11日	第4回審議会（審議）
令和 6年11月 6日	第5回審議会（審議）
令和 6年12月 2日	第6回審議会（審議）
令和 7年 1月10日	第7回審議会（審議・意見陳述）
令和 7年 2月 7日	第8回審議会（審議）